

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月14日提出
【計算期間】	第5期（自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日）
【ファンド名】	CAIそな アセアン・ファンド
【発行者名】	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 青野 晴延
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	梅本 賢一
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5917
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

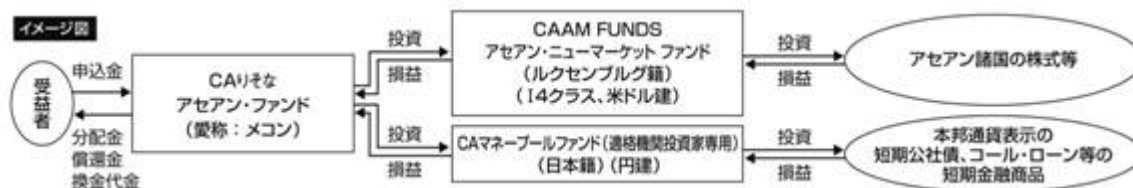
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、アセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等へ投資を行うファンドと、本邦通貨表示の短期公社債等に投資するファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

<当ファンドの特徴>

- 主として、アセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等に投資するルクセンブルグ籍の「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラス（米ドル建）と日本籍の「CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資します。



* ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4（アイフォー）クラスは、「メコン」の日本での設定にあたり新たに設定され、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は、「Institutional Investor」の略で「機関投資家」を意味します。

- 「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラスの組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けます。

当ファンドの組入対象投資信託である「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」は、主としてアセアン諸国の企業の株式等に投資し、特に今後のベトナム株式市場等の発展の可能性を鑑みベトナム企業に注目して投資を行います。当該株式市場の状況によっては、ベトナムへの投資比率が限定される場合があります。ベトナムへの投資比率が必ずしも最大になるとは限りません。

委託会社は1,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

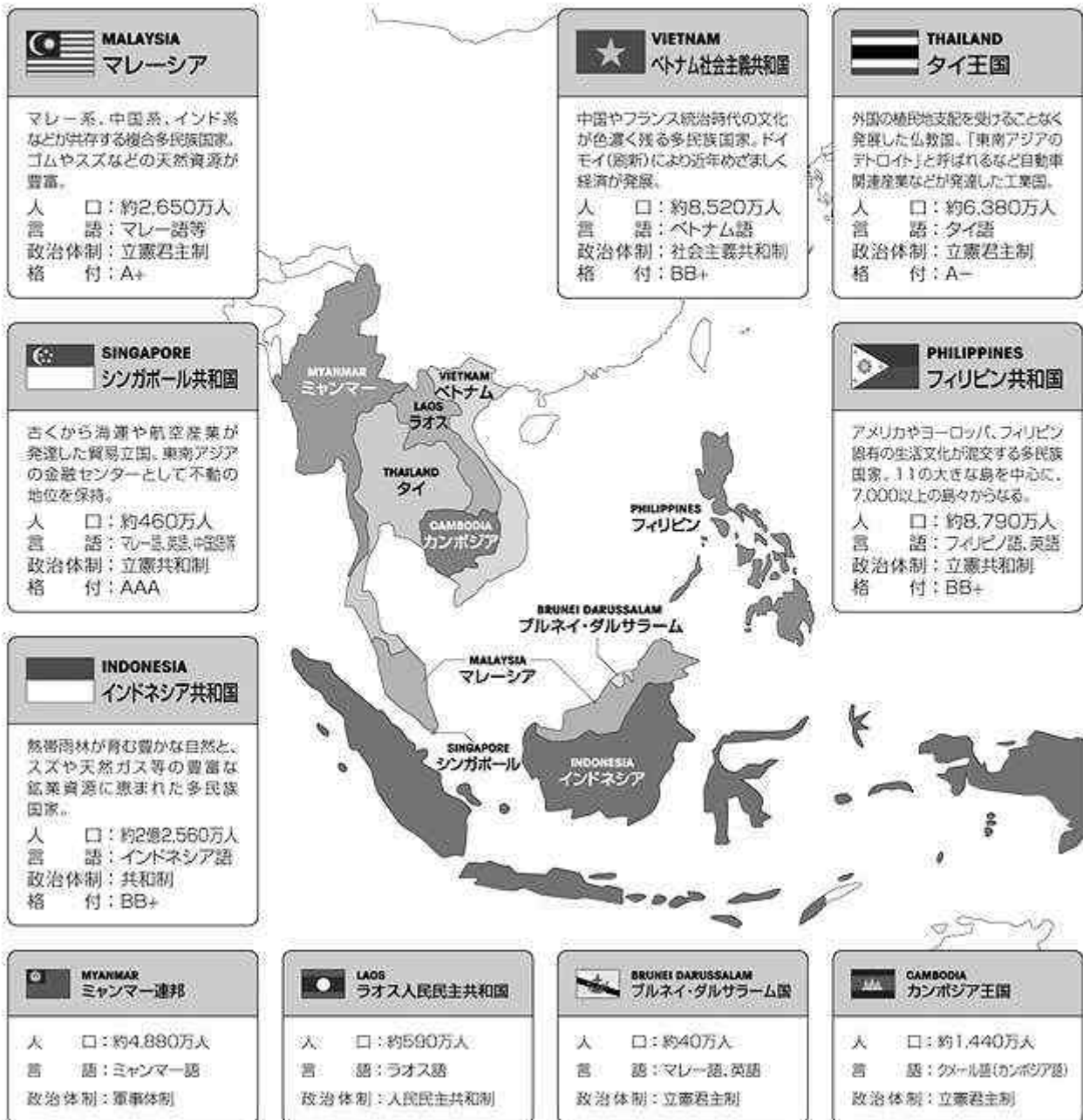
ファンド・オブ・ファンズ方式の投資による一般的なメリットと注意点

- ・ 資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・ 少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・ 既に運用実績のあるファンドに投資ができます。
- ・ ファンド・オブ・ファンズの信託報酬のほかに、投資対象となる組入投資信託ごとに信託報酬がかかります。

アセアン(ASEAN)とは？

Association of South East Asian Nations (東南アジア諸国連合)の略称です。

- 1967年8月「ASEAN設立宣言(通称:バンコク宣言)」に基づき、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治的安定の確保などを目的に設立された地域協力機構です。
- 1992年に正式合意された自由貿易構想「AFTA(アセアン自由貿易地域)」は、アセアン域内での関税の引下げを行うなど、貿易の自由化を目的とし、またアセアン域内外の投資の促進や国際競争力を高めることを目指しています。
- 現在の加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国です。



*2009年5月9日現在

格付はソブリン/長期発行体格付(自国通貨)(出所:スタンダード&プアーズ社)、人口は2007年データ(出所:世界銀行)

*「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」は、アセアン諸国10カ国のうち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの6カ国を投資対象としています。ただし投資環境や投資判断により、6カ国すべてに投資するとは限りません。また、上記6カ国以外の加盟国は、今後のアセアン諸国の株式市場や投資環境の発展に応じて投資対象とする場合もあります。

〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、追加型/海外/株式に属しています。

○商品分類表

単位型 / 追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株 式 債 券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合
	内外	

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回 （隔月）	欧州	ファミリー ファンド	あり （ ）
公債 社債		アジア		
その他債券 クレジット属性（ ）	年12回 （毎月）	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信				なし
その他資産 （投資信託証券 （株式一般））	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東）	ファンド・ オブ・ ファンズ	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型 / 追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産」...目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年2回」...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「アジア」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

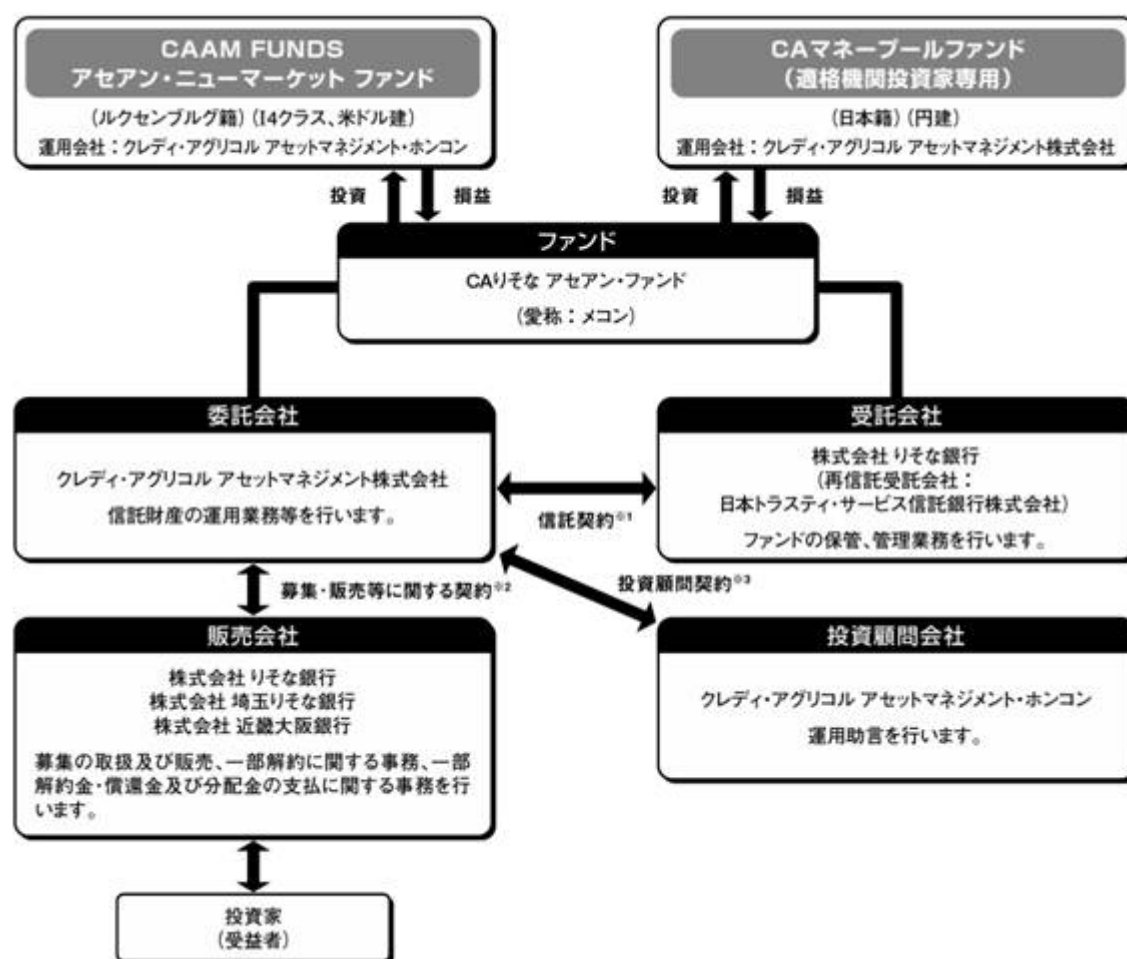
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社から運用助言を受けるにあたり当該業務の内容等を規定しています。

委託会社の概況

1) 委託会社の資本金

3億円（本書提出日現在）

2) 委託会社の沿革

昭和61年7月1日	「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
昭和63年6月8日	証券投資顧問業の登録
平成元年1月31日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成2年7月20日	「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
平成6年9月20日	「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
平成7年10月2日	「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
平成9年9月1日	「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
平成10年9月30日	「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
平成10年11月24日	証券投資信託委託業の免許取得
平成13年4月25日	「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
クレディ・アグリコル アセット マネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パス ツール大通り 90番地 75015	43,200株	100%

* クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付でソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）と統合し、新会社アムンディ（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%）となる予定ですが、所有株数・所有比率に変更はありません。

4) 現況

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク¹（地銀39行、従業員数約89,000人、11,850支店²）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA - 格、ムーディーズ社：Aa1格、フィッチ社：AA - 格³）。

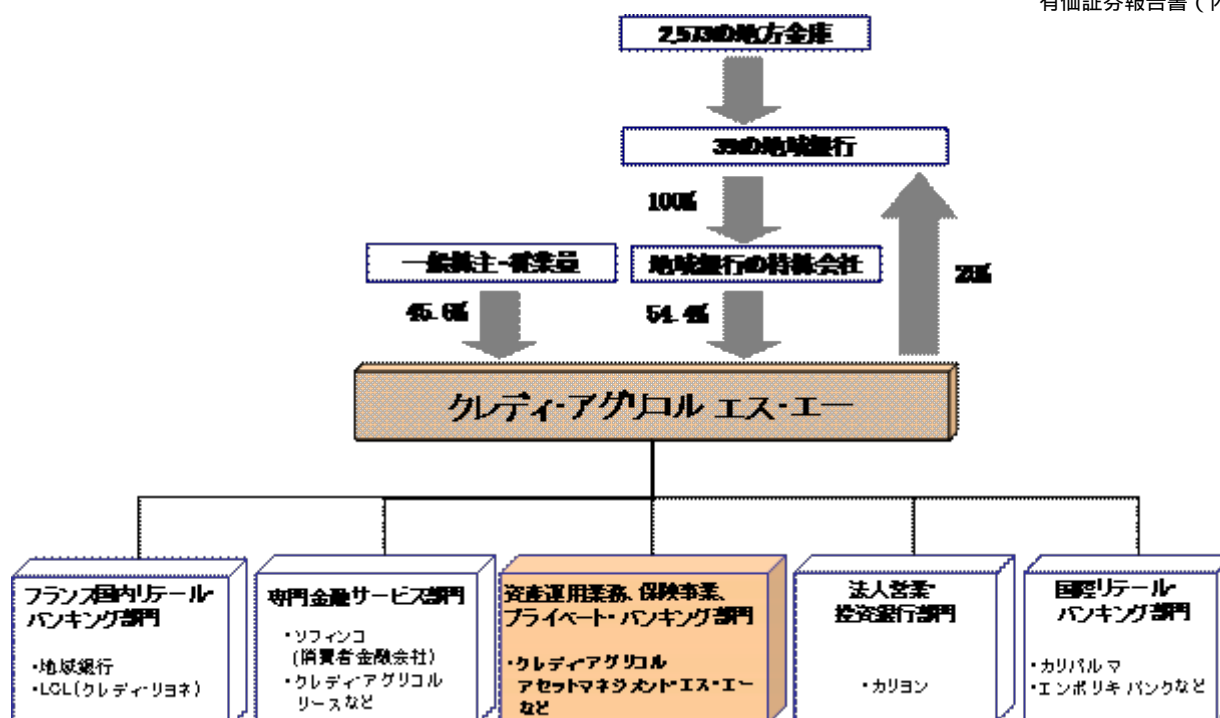
クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、「フランス国内リテール・バンキング部門」、「専門金融サービス部門」、「資産運用業務、保険事業、プライベート・バンキング部門」、「法人営業・投資銀行部門」、「国際リテール・バンキング部門」等と広範囲にわたっており、パリ、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京を中心に世界各国に業務展開し、金融商品・サービスを提供しております。

1 自己資本（第一分類）は716.81億米ドル（出所：The Banker, July 2009）に基づきます。

2 2008年12月末現在

3 2009年 6月末現在

<クレディ・アグリコル・グループの組織図>



* 上記は、2008年7月末現在の組織図です。なお、組織図内の各比率は出資比率です。

** クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、関係当局の許認可等を前提に、2010年1月1日付でソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）と統合し、新会社アムンディ（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%）となる予定です。

< クレディ・アグリコル・グループの沿革 >

1894年 相互組織形態の地方金庫として設立（明治27年）

1926年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（CNCA（全国農業信用金庫））の設立

1986年 プレディカ（Predica（生命保険会社））の設立

1988年 金融持株会社に転換（政府保有分90%を地域銀行に売却、残りは従業員持株）

1990年 パシフィカ（Pacifica（損害保険会社））の設立

1996年 インドスエズ銀行（1975年創立、法人金融部門及び投資銀行部門）を買収

1999年 ソフィンコ（SOFINCO（消費者金融会社））を買収

2001年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコルからクレディ・アグリコル エス・エーに名称変更し、フランス証券取引所に株式公開

2002年 フィナレフ（FINAREF（消費者金融会社））を買収

2003年 クレディ・リヨネを買収

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、条件付運用型ファンド等のストラクチャード商品、アジア株式、SRI（社会的責任投資）関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、アセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等へ投資するルクセンブルグ籍の「CAAM FUNDS アセアン・ニュー

マーケット ファンド」のI4クラス（米ドル建）と、主に本邦通貨表示の短期公社債等に投資する日本籍の「CAMマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本方針とします。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

主として、アセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等へ投資するルクセンブルグ籍の「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラス（米ドル建）と日本籍の「CAMマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資します。

アセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等に投資する投資信託証券（「CAAM FUNDSアセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラス（米ドル建））の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。

原則として、為替ヘッジは行いません。

組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。

資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けます。

《投資対象ファンドの選定方針》

当ファンドは、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループの中で運用されるアセアン諸国の株式等を投資対象とするファンドとマネーファンドを選定します。

* 2010年1月1日以降は、アムンディ・グループの中で運用されるアセアン諸国の株式等を投資対象とするファンドとマネーファンドを選定することとします。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が当ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制及びプロセス・リスク管理・情報開示が明確及び適切に行われていること。
3. 投資対象ファンド又はその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 当ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

投資対象ファンド概要

『CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド』（ルクセンブルグ籍会社型投資信託）（米ドル建）

設定日：2007年4月19日

純資産：約1億9,352万米ドル（約176.9億円@91.44円、2009年10月30日現在）

信託報酬：年率0.85%

《内訳：投資顧問会社等への報酬（年率0.45%）、保管銀行・管理事務代行会社への報酬（年率0.40%）》

運用会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン

投資顧問会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポール

参考指数：MSCI 東南アジアインデックス（税引後配当込み、米ドルベース）

MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

《ファンドの特徴》

- ・主としてアセアン諸国（東南アジア諸国連合）の企業の株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。特に、今後のベトナム株式市場等の発展の可能性を鑑み、ベトナム企業に注目します。
- ・独自のリサーチを重視したボトムアップ・アプローチ（個別銘柄の選択）に基づき、超過収益の獲得を目指して集中的な運用を行います。
- ・純資産総額の3分の2以上は、アセアン諸国に登記簿上の本社を有する、または実質的な事業活動をアセアン諸国（1ヵ国あるいは複数国）で展開している企業の株式に投資することを基本とします。また、ベトナム株式市場への投資は、株価連動債券を通じて行う場合もあります。
- ・純資産総額の3分の1未満は、上記以外の企業の株式に加え、債券、短期金融資産あるいは投資信託証券（ただし、純資産総額の10%以内）等に投資することがあります。
- ・ヘッジ目的（価格変動リスク等の回避）あるいは運用の効率化を図るため、金融派生商品を利用することがあります。

*「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」は、アセアン諸国10ヵ国のうち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの6ヵ国を投資対象としています。ただし投資環境や投資判断により、6ヵ国すべてに投資するとは限りません。また、上記6ヵ国以外の加盟国は、今後のアセアン諸国の株式市場や投資環境の発展に応じて投資対象とする場合もあります。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンは、クレディ・アグリコル・グループのアジアにおける資産運用を担当しております。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント（CAAM）は1997年5月20日、クレディ・アグリコル エス・エーのインドスエズ銀行買収により誕生しました。クレディ・アグリコルの資産運用部門の前身であるセジェスパーと、インドスエズ銀行の資産運用部門の前身であるインドスエズ・アセットマネジメントのビジネスを融合。セジェスパーは1978年に資産運用ビジネスを開始し、またインドスエズ銀行の資産運用部門の活動は1950年代初期にまでさかのぼります。1997年、インドスエズ銀行をケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（クレディ・アグリコル エス・エーの前身）が買収したことに伴い、セジェスパーの資産運用部門がインドスエズ・アセットマネジメントと合併し、インドカムと名称変更、ポートフォリオ・マネージャーとして資産運用ビジネスを行ってきました。2001年4月、現在のクレディ・アグリコル アセットマネジメントに名称変更し、資産運用会社として事業分野を広げ、現在に至っております。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンはアジア地域の中心拠点として、1982年に設立されました。また、クレディ・アグリコル・グループは、インドシナにおいて150年以上にわたり事業展開を行っております。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・シンガポール概要》

1989年以来、アセアンの中核であるシンガポールに拠点を有し、ベトナムを含むアセアン諸国をカバーするリサーチ体制を築いています。

《運用スタイル》

- ・株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- ・綿密なリサーチ及び分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

<銘柄選択のポイント : 定性評価の基準> <銘柄選択のポイント : 定量評価の基準>

- ・ 豊富なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・ 投資格付けの引き上げが見込める企業

企業	経営	産業
- 競争上の優位性 - ニッチ市場や業界における支配的地位 - 事業の継続性 - 高い成長性 - 内部成長と合併による成長	- 強い経営陣 - 明確なビジョン - 真摯な姿勢 - トラекレコード - 実行力 - 情報開示の透明性 - 少数株主への対応 - 技術革新	- 産業の成長性 - 参入障壁 - 景気サイクル - 競争 - 規制環境

利益成長の牽引力

- 安定した売上成長力
- 利益率の維持と拡大
- コスト構造とコスト管理
- 価格決定力
- ROEの要因分析

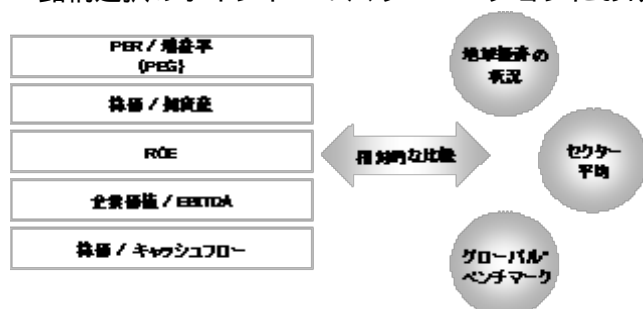
財務内容

- 現金と内部資金量
- ギャップ・レシオ
- 各国特有の会計処理
- 加重平均資本コスト
- 控下資本利益率

利益予測

- 外部要因の見直し修正に伴う定期的な業績予想見直し
- 利益変動要因となり得る要素を予測
- 外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討

< 銘柄選択のポイント : バリュエーションにおける基準 >



『CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）』（日本籍契約型投資信託）（円建）

設定日：2007年11月7日

純資産：約4.9億円（2009年10月30日現在）

信託報酬：年率0.0525%～0.3675%（税抜年率0.05%～0.35%）

運用会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

《ファンドの特徴》

主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保をめざして運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

(2) 【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、主として「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラス及び「CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限りません）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限

ります）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)

3) コール・ローン

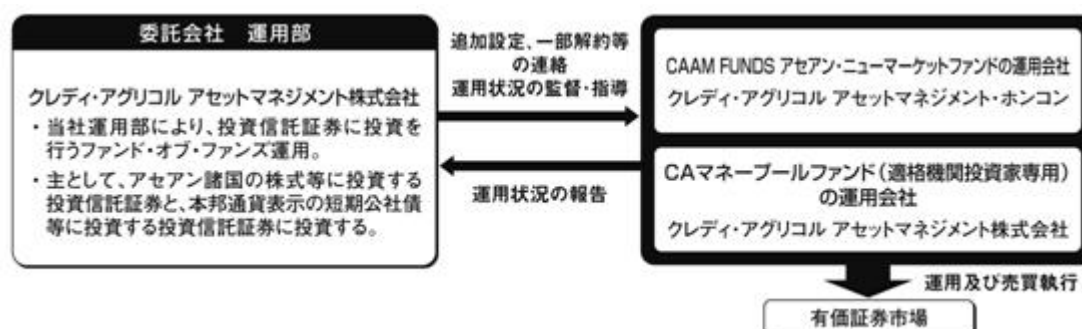
4) 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1) から4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

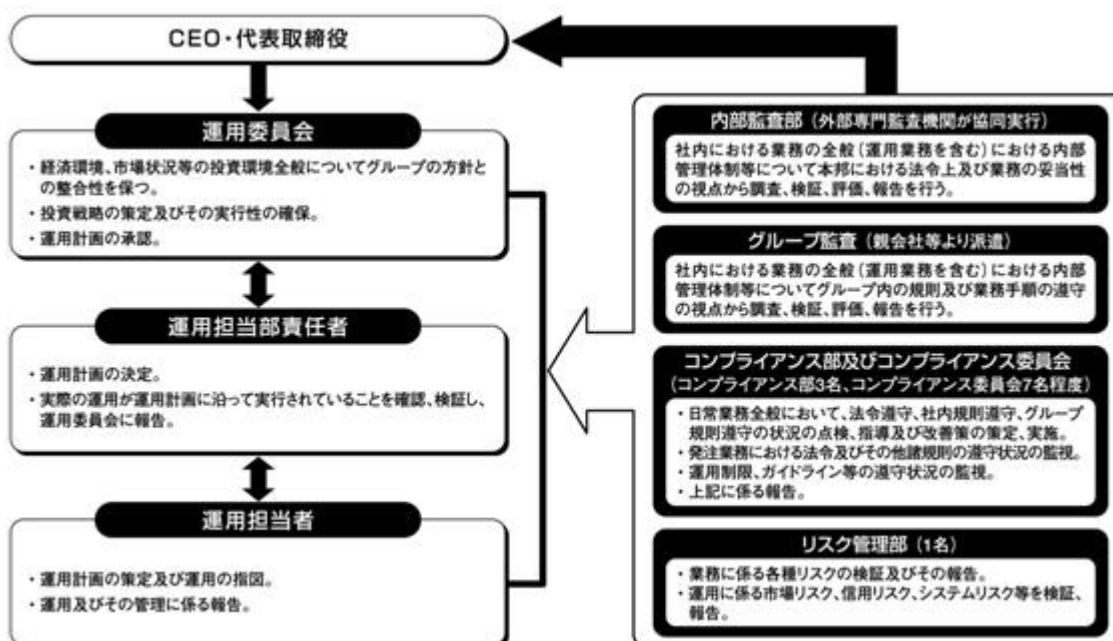
(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ ブローカー選定委員会規程
- ・ 資金の借入れに係る業務規則等



《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」及び「CAMネーブルファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としております。当該ファンド・オブ・ファンズの運用においては、「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」の運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンとの投資顧問契約に基づくアセット・アロケーションに関する運用助言を活用し、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、ファンドの資金状況及び市況状況の変化に応じて適宜適切な投資配分を最終的に決定しています。また、投資制限等や関連諸法令及び社團法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

当ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ()配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - ()売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - ()収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ()収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図及び範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 資金の借入れの制限
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

8) 受託会社による資金の立替え

(a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

(c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主要投資対象は、アセアン諸国の株式等に投資するルクセンブルグ籍の投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

下記の各リスクにより実質的な組入る有価証券の価格が下落することにより、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

以下は、当ファンドに関して考えられる主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスク及び留意点を網羅したものではありません。

投資リスク

価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」の投資信託証券は、主にアセアン諸国の株式等を投資対象としていますが、株式等の有価証券の価格はその発行体（企業）の経営状況、財務状況、一般的な経済状況や金利、市場の需給等により変動します。従って、実質的に組入れられた株式等の有価証券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

アセアン諸国の株式等への投資に関するリスク（カントリーリスク）

当ファンドの主要投資対象である「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」が投資対象とする株式等の有価証券の発行体（企業）が所在する諸国の経済状況は、先進主要国に比べて脆弱である可能性があります。そのため、インフレ、国際収支、外貨準備高の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は先進主要国以上に大きくなることが予想されます。また、当該諸国の証券市場は市場規模や取引量が小さく流動性が低いことから、流動性、価格変動性等のリスクは相対的に高くなる傾向があります。当該国の政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引に対して新たな規制が導入された場合等には、証券市場が大きな影響を受け、ファンドの基準価額も大きく変動する可能性があります。従って、当ファンドの基準価額は先進主要国の市場へ投資しているファンドと比較して大きく下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象である「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。従って、当ファンドの基準価額は、主に円対米ドル、米ドル対アセアン諸国の通貨の為替相場の動

きにより変動します。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

- ・当ファンドが実質的に投資する有価証券について、発行体（企業）の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
- ・株式等の有価証券の発行体（企業）が破産した場合、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の資金を回収することは困難となることがあります。この場合、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

当ファンドが大量の換金を受けた場合には、ファンドの実質組入対象とするアセアン諸国の株式等の有価証券を売却することとなります。一般に当該諸国の証券市場は欧米等の先進主要国の市場と比べ、流動性が低いと考えられることから一度に多量の売却を行った場合には、期待される価格で売却できない可能性があり、売却損が発生することがあります。この場合、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

留意点

分配金に関する留意点

当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定ではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

ベトナムの株式への投資に関する留意点

「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」は、アセアン諸国を投資対象国とし、その中でベトナムの成長に注目し投資資金の一部をわりあてますが、ベトナム企業には、外国人持株比率の上限（金融30%、その他49%、2009年10月30日時点）があり、投資対象として選定した企業がその上限に達していた場合や、当該企業の株価が適正な投資価値からみて極端に割高な場合など、ベトナム企業を組入れることができないことがあります。また、ベトナムの今後の経済成長や株式市場の拡大が想定と異なる場合は、当該ファンドがベトナムへの投資を縮小する場合や取止める場合があります。

株価連動債券に関する留意点

「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」は、必要に応じて株価連動債券に投資することがあり、その場合、投資資産として債券の投資比率が大きくなる場合があります。

規制の変更に関する留意点

- ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産の保管を委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、当ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合

合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。

- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

(2) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

(3) リスク管理体制

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のよう
に2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ファンドの投資制限、運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底しております。

・業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- () ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。
- () 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- () 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。
- () コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

ファンドのリスク管理体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.caam.co.jp>)でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率1.26%以内（税抜1.20%以内）を乗じて得た金額 平成21年11月6日現在、年率1.2075%（税抜1.15%）	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.4725%以内（税抜0.45%以内） 平成21年11月6日現在、年率0.42%（税抜0.40%）
		販売会社	年率0.735%（税抜0.70%）
		受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）

投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から定額（半年毎：100万円）が支払われます。

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

なお、当ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

当ファンドが投資対象とする 投資信託証券	信託報酬
「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」I4クラス（ルクセンブルグ籍）	年率0.85% 〔内訳〕投資顧問会社：年率0.45%、保管銀行・管理事務代行会社：年率0.40%
「CAMマネープールファンド（適格機関投資家専用）」（日本籍）	各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.315（税抜0.3）を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）とします。ただし、当該率が年0.0525%（税抜0.05%）未満の場合には、年0.0525%（税抜0.05%）の率とし、年0.3675%（税抜0.35%）を超える場合には、年0.3675%（税抜0.35%）の率とします。

日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

<実質的な信託報酬等>

当ファンドの信託報酬に当ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方に ご負担いただく 実質的な信託報酬 (税込)		「CAリそな アセアン・ ファンド」 信託報酬(税込)		組入投資信託証券 信託報酬
上限¹ 年率2.11% 平成21年11月6日現在 年率 約2.0476%² (概算値)	=	約款で定める上限 年率 1.26% 平成21年11月6日現在 年率 1.2075%	+	年率0.85%～0.0525%

¹ 当ファンドの「約款で定める信託報酬の上限年率1.26%(税込)」に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.85%)を加算しております。

² 平成21年11月6日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。

(4)【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁することを原則とします(上限85万円(1回当たり、税込)(本書提出日現在))。

ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

* その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

* 費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります(下記は、平成21年10月末現在の税法に基づき記載しております)

す）。

個別元本について

- () 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- () 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- () 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- () 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」を参照）。

収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

() 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

¹ 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

² 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

³ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

⁴ 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります（平成22年1月1日以降）。

（ ）法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客様の個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成21年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	61,194,733	0.50
投資証券	ルクセンブルグ	11,991,926,232	98.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	83,248,891	0.68
合計（純資産総額）		12,136,369,856	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケットファンド -I4クラス	2,038,000	5,700.36	11,617,353,244	5,884.16	11,991,926,232	98.80
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーボールファンド (適格機関投資家専用)	60,853,951	1.0055	61,188,647	1.0056	61,194,733	0.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.50
外国	投資証券	98.80
合計		99.31

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末（平成19年 9月18日）	25,839,135,659	25,839,135,659	0.9648	0.9648
第2計算期間末（平成20年 3月17日）	19,377,502,855	19,377,502,855	0.6962	0.6962
第3計算期間末（平成20年 9月16日）	13,529,777,751	13,529,777,751	0.5044	0.5044
第4計算期間末（平成21年 3月16日）	7,297,345,456	7,297,345,456	0.2809	0.2809
第5計算期間末（平成21年 9月15日）	11,825,380,380	11,825,380,380	0.4586	0.4586
平成20年10月末日	8,362,536,559	-	0.3186	-
11月末日	7,629,366,985	-	0.2906	-

12月末日	7,775,525,854	-	0.2970	-
平成21年 1月末日	7,463,927,455	-	0.2856	-
2月末日	7,522,858,765	-	0.2892	-
3月末日	7,700,886,209	-	0.2967	-
4月末日	8,758,551,532	-	0.3376	-
5月末日	10,509,846,114	-	0.4049	-
6月末日	10,691,478,113	-	0.4125	-
7月末日	11,766,936,790	-	0.4564	-
8月末日	11,753,931,243	-	0.4551	-
9月末日	12,002,005,126	-	0.4656	-
10月末日	12,136,369,856	-	0.4744	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1計算期間	自 平成19年 5月18日 至 平成19年 9月18日	0.0000
第2計算期間	自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日	0.0000
第3計算期間	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日	0.0000
第4計算期間	自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	0.0000
第5計算期間	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1計算期間	自 平成19年 5月18日 至 平成19年 9月18日	3.5
第2計算期間	自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日	27.8
第3計算期間	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日	27.5
第4計算期間	自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	44.3
第5計算期間	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	63.3

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年5月18日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）お申込みの受付場所

当ファンドの取得申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 リそな銀行
	株式会社 埼玉りそな銀行
	株式会社 近畿大阪銀行

2）申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成21年6月14日（日）～平成22年6月13日（日）	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ファンドの休業日 にあたる場合は、お申込みできません。

東京証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日あるいはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

3）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1）途中換金 の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。当ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

5) 途中換金の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、及び既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受

益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「メコン」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成19年5月18日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年3月16日から9月15日及び9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年9月18日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ

め解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 信託約款の変更
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更について変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日(休日の場合は翌営業日)の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日(休日の場合は翌営業日)の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、1口を最低単位として販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第4計算期間(平成20年9月17日から平成21年3月16日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に、また、第5計算期間(平成21年3月17日から平成21年9月15日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。ただし、第5計算期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4計算期間(平成20年9月17日から平成21年3月16日まで)及び第5計算期間(平成21年3月17日から平成21年9月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

CAリそな アセアン・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4計算期間末 (平成21年 3月16日)	第5計算期間末 (平成21年 9月15日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	128,761,831	219,857,899
投資信託受益証券	61,146,049	61,188,647
投資証券	7,167,454,819	11,611,937,145
未収利息	176	301
流動資産合計	7,357,362,875	11,892,983,992
資産合計	7,357,362,875	11,892,983,992
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,970,896	5,037,848
未払受託者報酬	2,232,460	2,702,862
未払委託者報酬	49,114,063	59,462,902
その他未払費用	700,000	400,000
流動負債合計	60,017,419	67,603,612
負債合計	60,017,419	67,603,612
純資産の部		
元本等		
元本	^{1,2} 25,975,515,939	^{1,2} 25,783,545,710
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	³ 18,678,170,483	³ 13,958,165,330
（分配準備積立金）	-	32,554
元本等合計	7,297,345,456	11,825,380,380
純資産合計	7,297,345,456	11,825,380,380
負債純資産合計	7,357,362,875	11,892,983,992

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4計算期間 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第5計算期間 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
営業収益		
受取利息	133,347	32,561
有価証券売買等損益	5,092,988,101	5,199,586,540
為替差損益	754,462,584	525,947,903
営業収益合計	5,847,317,338	4,673,671,198
営業費用		
受託者報酬	2,232,460	2,702,862
委託者報酬	49,114,063	59,462,902
その他費用	704,298	400,000
営業費用合計	52,050,821	62,565,764
営業利益又は営業損失（ ）	5,899,368,159	4,611,105,434
経常利益又は経常損失（ ）	5,899,368,159	4,611,105,434
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,899,368,159	4,611,105,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	134,757,051	131,516,991
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,292,304,995	18,678,170,483
剰余金増加額又は欠損金減少額	539,167,143	687,210,932
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	539,167,143	687,210,932
剰余金減少額又は欠損金増加額	160,421,523	446,794,222
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	160,421,523	446,794,222
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,678,170,483	13,958,165,330

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4計算期間 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第5計算期間 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年9月17日から平成21年3月16日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成21年3月17日から平成21年9月15日までとなっております。
----------------------------	---	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4計算期間末 （平成21年 3月16日）	第5計算期間末 （平成21年 9月15日）
1 期首元本額	26,822,082,746円	25,975,515,939円
期中追加設定元本額	240,462,884円	766,128,073円
期中一部解約元本額	1,087,029,691円	958,098,302円
2 計算期間末日における受益権の総数	25,975,515,939口	25,783,545,710口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,678,170,483円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,958,165,330円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4計算期間 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第5計算期間 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（904,322円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は904,322円（1万円当たり0円）ですが、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,554円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（897,635円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は930,189円（1万円当たり0円）ですが、分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4計算期間末 (平成21年 3月16日)		第5計算期間末 (平成21年 9月15日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	61,146,049	91,280	61,188,647	42,598
投資証券	7,167,454,819	5,032,030,565	11,611,937,145	5,113,052,208
合計	7,228,600,868	5,031,939,285	11,673,125,792	5,113,094,806

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	第4計算期間 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第5計算期間 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左

3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

第4計算期間末（平成21年3月16日）

該当事項はありません。

第5計算期間末（平成21年9月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4計算期間（自 平成20年9月17日 至 平成21年3月16日）

該当事項はありません。

第5計算期間（自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4計算期間末 （平成21年 3月16日）	第5計算期間末 （平成21年 9月15日）
1口当たり純資産額	0.2809円	0.4586円
（1万口当たり純資産額）	（2,809円）	（4,586円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	60,853,951	61,188,647	
		小計	60,853,951	61,188,647	
			銘柄数 組入時価比率	1 0.5%	100.0%
	投資信託受益証券 合計				61,188,647
投資証券	米ドル	CAAM FUNDS アセアン・ ニューマーケット ファンド I4クラス	2,046,000	127,547,640.00	
		小計	2,046,000	127,547,640.00	
			銘柄数 組入時価比率	1 98.2%	(11,611,937,145) 100.0%
	投資証券 合計				11,611,937,145 (11,611,937,145)
合計				11,673,125,792 (11,611,937,145)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券と「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラスの投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ「投資信託受益証券」及び「投資証券」として計上しています。

「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラスは、「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」にて他のシェアクラスと合同運用されております。

なお、「CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」及び「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラスの状況は次の通りです。

以下に記載した１．「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の状況の情報は、平成21年3月16日現在及び平成21年9月15日現在の財産の状況を記載したものであります。

また、以下に記載した２．「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」のI4クラスの状況の情報は、委託会社が当該投資証券の保管銀行、管理事務代行会社であるCACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー及び同投資証券の発行体であるCAAM FUNDS リミテッドからの情報に基づき、平成21年3月13日現在及び平成21年9月14日現在の財産の状況を記載したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

１．「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

		（平成21年3月16日）		（平成21年9月15日）
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		94,946,289		95,260,074
国債証券		419,779,350		399,887,850
未収利息		130		130
流動資産合計		514,725,769		495,148,054
資産合計		514,725,769		495,148,054
負債の部				
流動負債				
未払解約金		—		10,001,193
未払受託者報酬		3,127		23,184
未払委託者報酬		17,722		131,416
流動負債合計		20,849		10,155,793
負債合計		20,849		10,155,793
純資産の部				
元本等				
元本		512,252,680		482,361,053
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,452,240		2,631,208
（分配準備積立金）		1,237,266		894,986
元本等合計		514,704,920		484,992,261
純資産合計		514,704,920		484,992,261
負債純資産合計		514,725,769		495,148,054

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成20年9月17日 至 平成21年3月16日）	（自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日）
----	--------------------------------	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における該当期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は該当期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	国債証券 同左 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左
-----------------	---	---

(1 口当たり情報に関する注記)

	(平成21年 3月16日)	(平成21年 9月15日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0048円 (10,048円)	1.0055円 (10,055円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
国債証券	日本円	第23回国庫短期証券	150,000,000	149,969,400	
		第37回国庫短期証券	150,000,000	149,923,650	
		第46回国庫短期証券	100,000,000	99,994,800	
	小計		400,000,000	399,887,850	
		銘柄数 組入時価比率	3 82.5%	100.0%	
国債証券 合計				399,887,850	
合計				399,887,850	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」の 14クラスの状況

（１）本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス（「CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド」の 14クラス）の情報

	(平成21年3月13日)	(平成21年9月14日)
1口当たり純資産額	34.84米ドル	62.34米ドル
基準日における元本口数	2,090,700口	2,046,000口
うち、本報告書開示対象ファンドの 保有口数	2,090,700口	2,046,000口
純資産	72,837,827.03米ドル	127,554,035.48米ドル

（２）CAAM FUNDS アセアン・ニューマーケット ファンド 純資産計算書

（単位：米ドル）

区分	(平成21年3月13日)	(平成21年9月14日)
資産合計	109,418,596.03	197,662,716.13
有価証券	101,138,431.78	185,748,262.15
預金	6,627,817.32	1,946,173.40
未収利息	—	3.49
有価証券売却未収入金	832,600.69	8,402,056.00
未収追加設定金	82,572.48	613,173.74
為替未収入金	325,972.63	609,858.35
その他の資産	411,201.13	343,189.00
負債合計	1,782,936.66	8,211,515.31
有価証券買付未払金	785,687.04	6,296,522.31
未払解約金	413,806.84	901,941.13
未払運用報酬	193,315.83	294,083.44
為替未払金	326,011.82	611,813.65
その他の負債	64,115.13	107,154.78
純資産	107,635,659.37	189,451,200.82

CAAM FUNDSアセアン・ニューマーケット ファンドの有価証券明細表（評価額上位30銘柄）

（平成21年9月14日）

通貨	銘柄	株式数/口数	評価額	
			現地通貨建金額	米ドル建金額
シンガポールドル	UNITED OVERSEAS BANK	671,000	11,205,700.00	7,877,804.71
	DBS GROUP HOLDINGS	832,500	10,755,900.00	7,561,587.38
マレーシアリングgit	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	2,292,700	25,448,970.00	7,254,594.01
シンガポールドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORPORATION LTD	1,192,000	9,226,080.00	6,486,096.94
	KEPPEL CORPORATION LTD	1,040,000	8,330,400.00	5,856,418.11
インドネシアルピア	ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,653,000	51,986,850,000.00	5,230,064.26
シンガポールドル	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,043,000	6,706,490.00	4,714,780.74
マレーシアリングgit	AMMB HOLDING BHD	3,721,100	15,963,519.00	4,550,630.11
タイバーツ	PTT PUBLIC COMPANY LTD -F-	541,300	139,114,100.00	4,097,014.75
シンガポールドル	CAPITALAND LTD	1,491,000	5,546,520.00	3,899,301.37
インドネシアルピア	BANK RAKYAT INDONESIA	5,292,000	38,367,000,000.00	3,859,858.32
	BANK CENTRAL ASIA DEP	8,708,500	37,446,550,000.00	3,767,257.74
	PERUSAHAAN GAS NEGA -B-	10,101,000	36,363,600,000.00	3,658,309.07

マレーシアリングット	GENTING BHD	1,869,400	12,581,062.00	3,586,412.22
シンガポールドル	INDOFOOD AGRI RESOURCES LTD	3,054,000	5,100,180.00	3,585,516.48
インドネシアルピア	BANK MANDIRI	7,570,000	33,686,500,000.00	3,388,983.17
	BUMI RESOURCES	10,388,000	32,202,800,000.00	3,239,717.61
	UNITED TRACTORS	2,248,500	31,479,000,000.00	3,166,900.72
マレーシアリングット	AXIATA GROUP	3,313,375	10,370,863.75	2,956,363.50
シンガポールドル	SEBACORP MARINE LTD	1,349,000	4,181,900.00	2,939,949.45
タイバーツ	PTT EXPLORATION AND PRODUCTION PUBLIC CO	591,100	84,822,850.00	2,498,096.65
	KASIKORNBANK UNITS NVDR	1,094,800	84,299,600.00	2,482,686.55
シンガポールドル	SINGAPORE EXCHANGE LTD	403,000	3,457,740.00	2,430,852.20
マレーシアリングット	SIME DARBY BHD	989,300	8,409,050.00	2,397,120.34
	MALAYAN BANKING BHD	1,274,100	8,370,837.00	2,386,227.18
タイバーツ	ADVANCED INFO SERVICE -F-	829,700	80,066,050.00	2,358,005.32
シンガポールドル	CAPITAMALL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,884,000	3,240,480.00	2,278,114.59
	CITY DEVELOPMENT	315,000	3,225,600.00	2,267,653.68
	GENTING SINGAPORE PLC	2,968,000	3,146,080.00	2,211,749.72
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	1,634,000	3,104,600.00	2,182,588.55

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月末日現在

資産総額	12,179,235,479円
負債総額	42,865,623円
純資産総額（ - ）	12,136,369,856円
発行済口数	25,580,505,174口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4744円
（1万口当たり純資産額）	（4,744円）

第5【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	自 平成19年 5月18日 至 平成19年 9月18日	27,576,796,786	796,159,236	26,780,637,550
第2計算期間	自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日	3,832,913,414	2,780,422,885	27,833,128,079
第3計算期間	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日	452,338,640	1,463,383,973	26,822,082,746
第4計算期間	自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日	240,462,884	1,087,029,691	25,975,515,939
第5計算期間	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	766,128,073	958,098,302	25,783,545,710

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金	3億円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	43,200株
直近5年間ににおける主な資本金の額の増減：		
平成17年1月4日	減資による資本金の減少額	7億1,000万円
平成21年6月30日	増資による資本金の増加額	5億円
平成21年6月30日	減資による資本金の減少額	5億円

(2) 委託会社の機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を会長に、その他の取締役から代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を社長に任命することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 運用体制 >

() 運用委員会

< 各委員会、会議 >

アセット・アロケーション委員会（毎月）

決定事項：世界の主要マーケットにおける経済、金利、通貨、企業収益及び株式市場等の最新情報を検討し、いわゆる トップ・ダウン方式によりグローバル・アセット・アロケーションを決定します。

アセット・アロケーション・ミーティング（四半期毎）

決定事項：調査インプットを再検討し、次四半期のアジアのアセット・アロケーションを決定します。

戦略会議（毎月）

決定事項：マクロ経済・投資環境分析と個別セクター・市場動向の分析・予測をします。

銘柄選択会議（毎月）

決定事項：投資対象リストを作成、更新します。

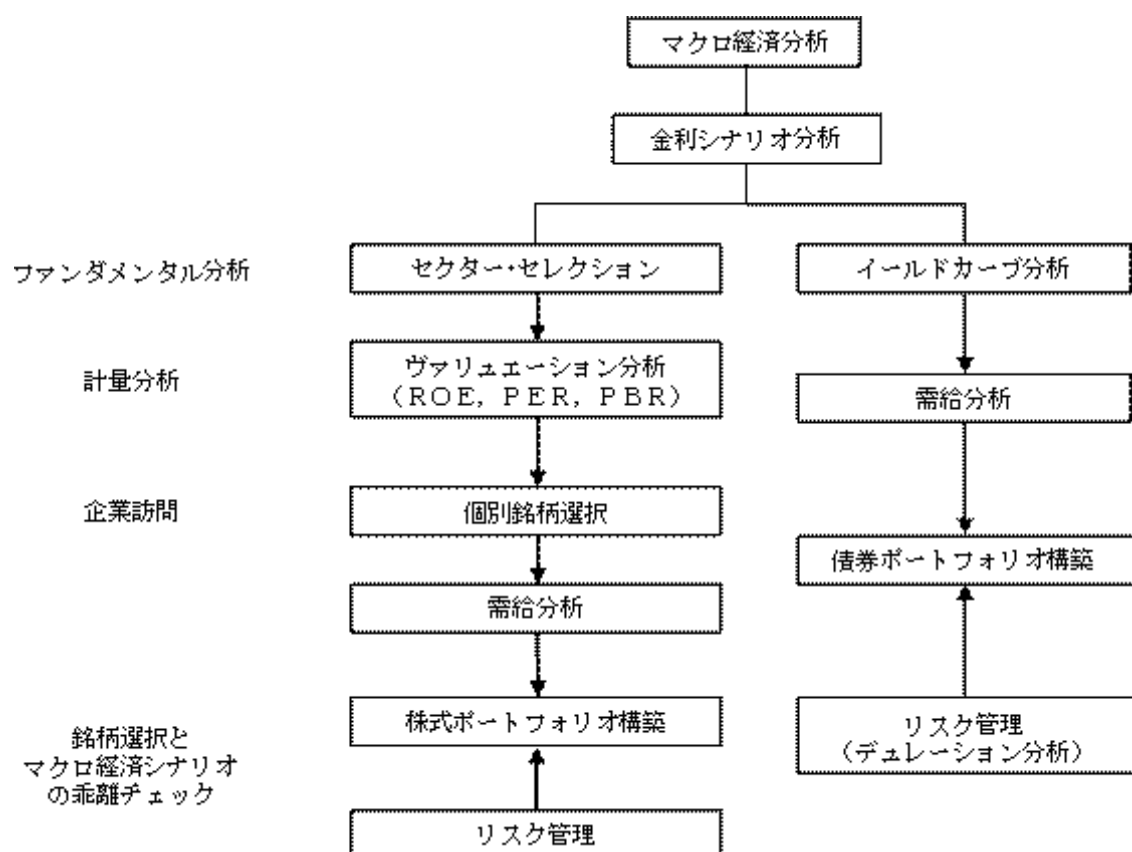
ウィークリー・ミーティング（毎週）

決定事項：直近の出来事や、前回の会議で予測不能であった事象などの投資環境への影響を討議します。討議の内容を各自ポートフォリオ調整に反映させ、組織としてのストラテジーの一貫性を維持します。

() 意思決定プロセス

「グローバル・マクロ経済シナリオ」に基づき、以下の手順でポートフォリオの構築が行われ

ます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産額合計(百万円)
追加型株式投資信託	15	307,662
単位型株式投資信託	101	359,211
合計	116	666,873

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期	第24期
	(平成20年3月31日)	(平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,743,280	626,501
関係会社短期貸付金	210,000	-
前払費用	699,402	661,779
未収入金	24,651	17,590
未収委託者報酬	704,752	390,561
未収収益	*1 113,206	*1 74,644
繰延税金資産	351,586	372,728
立替金	*1 82,744	29,494
未収還付法人税等	-	132,022
未収消費税等	10,061	45,403
その他	69	99
流動資産合計	3,939,756	2,350,826
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備（純額）	*2 40,757	*2 73,647
器具備品（純額）	*2 60,361	*2 94,832
リース資産（純額）	-	*2 4,732
有形固定資産合計	101,118	173,212
無形固定資産		
ソフトウェア	4,860	9,871
電話加入権	584	584
無形固定資産合計	5,445	10,455
投資その他の資産		
投資有価証券	203,003	19,036
長期差入保証金	326,979	248,007
長期前払費用	3,095	2,142
関係会社株式	10,000	10,000
繰延税金資産	784,770	586,032
投資その他の資産合計	1,327,848	865,218
固定資産合計	1,434,412	1,048,887
資産合計	5,374,169	3,399,713
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	979
預り金	*1 65,585	23,335
未払金	*1 583,202	244,327
未払手数料	409,247	196,354
その他未払金	173,955	47,972
未払費用	422,960	214,655
未払配当金	*1 445,370	-

未払法人税等	53,126	14,049
前受収益	2,550,772	2,482,840
賞与引当金	70,726	31,450
役員賞与引当金	15,525	5,550
流動負債合計	4,207,270	3,017,187
固定負債		
リース債務	-	3,753
退職給付引当金	28,616	38,734
固定負債合計	28,616	42,488
負債合計	4,235,887	3,059,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	395,012
資本剰余金合計	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金	446,944	352,446
繰越利益剰余金	446,944	352,446
利益剰余金合計	446,944	352,446
株主資本合計	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,675	2,528
評価・換算差額等合計	3,675	2,528
純資産合計	1,138,281	340,037
負債純資産合計	5,374,169	3,399,713

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,825,272	5,212,553
投資顧問料	*1 206,412	-
運用受託報酬	-	39,280
その他営業収益	*1 425,835	322,292
営業収益合計	9,457,520	5,574,127
営業費用		
支払手数料	4,974,756	2,898,032
広告宣伝費	284,112	207,568
調査費	697,315	459,384
調査費	106,581	56,841
委託調査費	*1 590,734	402,543
委託計算費	70,676	67,429
営業雑経費	700,370	526,385
通信費	*1 388,521	291,586
保険料	4,053	5,458
印刷費	300,621	222,420
諸会費	7,174	6,919
営業費用合計	6,727,231	4,158,801
一般管理費		
給料	1,221,755	1,275,547
役員報酬	130,052	162,190
給料・手当	845,497	971,558
役員賞与	65,653	41,389
賞与	180,553	100,408
福利厚生費	205,586	191,728
退職給付費用	77,028	75,106
交際費	16,889	9,914
旅費交通費	53,888	39,269
不動産賃借料	130,246	215,350
修繕費	41,734	12,617
固定資産減価償却費	17,212	37,874
消耗器具備品費	39,895	49,031
専門家報酬	68,411	32,554
諸経費	85,338	52,741
一般管理費合計	1,957,988	1,991,735
営業利益又は営業損失（ ）	772,300	576,409
営業外収益		
受取利息	*1 1,902	*1 1,700
雑収入	4,541	4,937
営業外収益合計	6,444	6,637

営業外費用			
支払利息	26		-
為替差損	2,891		3,362
投資有価証券売却損	-		8,152
営業外費用合計	2,917		11,514
経常利益又は経常損失（ ）	775,827		581,286
特別損失			
固定資産除却損	*2	58,100	1,062
違約金損失		-	*2 27,867
特別損失合計		58,100	28,929
税引前当期純利益			
又は税引前当期純損失（ ）		717,726	610,215
法人税、住民税及び事業税		254,739	272
法人税等追徴税額		-	12,092
法人税等調整額		65,528	176,809
法人税等合計		320,268	189,174
当期純利益又は当期純損失（ ）		397,458	799,390

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失（ ）	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
利益剰余金合計		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失（ ）	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
株主資本合計		
前期末残高	1,189,869	1,141,957
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390

当期末残高	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
評価・換算差額等合計		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
純資産合計		
前期末残高	1,189,993	1,138,281
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	397,458	799,390
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	3,799	1,146
当期変動額合計	51,711	798,243
当期末残高	1,138,281	340,037

重要な会計方針

項目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価 償却の方法	(1) 有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。 (2) 無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間（3 年）に基づいております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く ） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く ） 同左 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法により償却し ております。 なお、リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年4月1 日前に開始する事業年度に属する ものについては、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理に よっております。
3. 引当金の計上基 準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき計上して おります。 なお、会計基準変更時差異（7,388千 円）については、15年による均等額を 費用処理しております。	(1) 退職給付引当金 同左
	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支 給見込額の当期負担額を計上してお ります。	(2) 賞与引当金 同左

4. リース取引の処理方法	(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(3) 役員賞与引当金 同左 —
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
—	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)

「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは当事業年度より「現金・預金」と表示し、また、前事業年度において「法人税等」と掲記されていたものは当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。
---	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)																						
*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収収益</td><td>79,980千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>15,756千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>211,701千円</td></tr> <tr> <td>未払配当金</td><td>445,370千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>13,301千円</td></tr> </table> *2 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>1,405千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>23,931千円</td></tr> </table>	未収収益	79,980千円	立替金	15,756千円	未払金	211,701千円	未払配当金	445,370千円	預り金	13,301千円	建物付属設備	1,405千円	器具備品	23,931千円	*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収収益</td><td>53,765千円</td></tr> </table> *2 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>13,594千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,053千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>163千円</td></tr> </table>	未収収益	53,765千円	建物付属設備	13,594千円	器具備品	38,053千円	リース資産	163千円
未収収益	79,980千円																						
立替金	15,756千円																						
未払金	211,701千円																						
未払配当金	445,370千円																						
預り金	13,301千円																						
建物付属設備	1,405千円																						
器具備品	23,931千円																						
未収収益	53,765千円																						
建物付属設備	13,594千円																						
器具備品	38,053千円																						
リース資産	163千円																						

（損益計算書関係）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
*1 関係会社との取引 営業収益 投資顧問料 131,735千円 その他営業収益 274,173千円 営業費用 委託調査費 132,968千円 通信費 243,487千円 営業外収益 受取利息 1,642千円 *2 固定資産除却損58,100千円は、事務所の移転に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。	*1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 *2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 未払配当金

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 剰余金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	利益 剰余金	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

- (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	1,377千円
1 年超	5,050千円
合計	6,428千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	459千円
減価償却相当額	459千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	1,377千円
1 年超	3,673千円
合計	5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,377千円
減価償却相当額	1,377千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

第23期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表 計上額（千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	209,200	203,003	6,196
合 計		209,200	203,003	6,196

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表 計上額（千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

（デリバティブ取引関係）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用しておりましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	69,569	88,423
(2) 年金資産(千円)	37,504	46,732
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	32,064	41,690
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	3,447	2,955
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	28,616	38,734
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	28,616	38,734

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	77,028	75,106
(1) 勤務費用(千円)	*1 40,513	*1 62,024
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	36,023	12,590

(注) *1 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳
繰延税金資産(千円)	繰延税金資産(千円)
前受収益 1,037,909	前受収益 1,010,267
その他 98,448	繰越欠損金 173,408
繰延税金資産小計 1,136,357 -	その他 64,458
評価性引当額	繰延税金資産小計 1,248,135
繰延税金資産合計 1,136,357	評価性引当額 289,373
	繰延税金資産合計 958,761

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table><tr><td>法定実効税率 （調整）</td><td>40.7%</td></tr><tr><td>交際費</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>役員賞与</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td>44.6%</td></tr></table>	法定実効税率 （調整）	40.7%	交際費	0.7%	役員賞与	4.2%	その他	1.0%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。
法定実効税率 （調整）	40.7%										
交際費	0.7%										
役員賞与	4.2%										
その他	1.0%										
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%										

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント S.A.	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接 100%	兼任 1名	投資信託、投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	131,735	未収収益	12,339
								委託調査費（当社ファンドの運用委託費）等の支払	132,968	未払金	151,002
								その他営業収益（主に、情報提供、コンサルティング料）の受取	239,173	未収収益	57,500
								-	-	未払配当金	445,370

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（２）子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	千円 10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接 100%	兼任 2名	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等	通信費の支払	243,487	未払金	60,699
								資金の貸付	60,000	貸付金	210,000
								利息の受取	1,642	未収入金	1,140
								-	-	立替金	15,756
								-	-	預り金	13,301

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（３）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル 1,300	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	29,227	未収収益	5,234
								委託調査費等の支払	62,725	未払金	6,484
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ、ペンブローク	千ユーロ 10	投資信託委託業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	38,092	未払金	9,762
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ 78,077	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費等の支払	344,199	前払費用	663,677
										未払金	423
										未収入金（注）1	12,045

（注）1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	--------------------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	49,063円87銭	1株当たり純資産額	14,656円80銭
1株当たり当期純利益	17,131円83銭	1株当たり当期純損失	34,456円47銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	397,458千円	損益計算書上の当期純損失	799,390千円
普通株式に係る当期純利益	397,458千円	普通株式に係る当期純損失	799,390千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	23,200株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
該当事項はありません。		（重要な新株の発行及び資本金の減少） 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。 (1)募集等の方法 株主割当による新株の募集。 (2)発行する株式の種類及び数 普通株20千株 (3)発行価格 1株につき50千円 (4)発行価額 1,000,000千円 (5)発行価額のうち資本金へ組入れる額 500,000千円 (6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額 500,000千円 (7)申込期日 平成21年4月16日 (8)払込期日 平成21年5月19日 (9)資金の用途 財務状態の強化。	

	ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。 (1)資本金の減少の目的 資本金の金額を維持するため。 (2)資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。 (3)減少する資本金の額 500,000千円 (4)減資の日程 取締役会決議日 平成21年4月16日 債権者異議申述公告日 平成21年4月24日 債権者異議申述最終期日 平成21年5月24日 効力発生日 平成21年6月30日
--	--

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 株式会社 りそな銀行
- ・ 資本金の額 279,928百万円（平成21年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・ 名称 株式会社 りそな銀行
- ・ 資本金の額 279,928百万円（平成21年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間開始から本有価証券報告書提出日までの間、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年6月12日
有価証券報告書	平成21年6月12日
臨時報告書	平成21年4月1日

独立監査人の監査報告書

平成21年10月21日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリそな アセアン・ファンドの平成21年3月17日から平成21年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリそな アセアン・ファンドの平成21年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- （注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月15日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリそな アセアン・ファンドの平成20年9月17日から平成21年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリそな アセアン・ファンドの平成21年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。